

## 参考資料4

○久喜市地域公共交通会議条例

平成24年6月29日

条例第27号

改正 平成31年3月25日条例第3号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、久喜市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じたバス等による適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

(組織)

第3条 交通会議は、委員25人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他的一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般社団法人埼玉県バス協会の代表
- (4) 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の代表
- (5) 関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の

代表

- (7) 道路管理者又はその指名する者
- (8) 久喜警察署長又はその指名する者及び幸手警察署長又はその指名する者
- (9) 学識経験を有する者
- (10) 市長又はその指名する者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者  
(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の交通会議の会議は、市長が招集する。

2 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、交通会議の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めるこ

ができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、市民部交通企画課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月25日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。